

## 契約後V E方式に関するQ & A

宮崎県契約後V E方式実施要領に関し、お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を作成しましたので、V E提案の際の参考としてください。

### 1 提案を求める範囲に関すること（第3条関係）

(1) V E提案を求める範囲については、「宮崎県工事請負契約約款及び設計図書に定める内容」であることとされていますが、どのような意味でしょうか。

(回答)

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段について、宮崎県工事請負契約約款及び設計図書に特別の定めが無いものは、受注者がその責任において定めるものであることから、V E提案の対象とはなりません。

ここでいう「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問書をいいます。

なお、参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではありません。

宮崎県工事請負契約約款及び設計図書に定める内容に当たるか否かの判断が付かない場合は、V E提案書の作成前でも構いませんので、発注者側に確認してください。

(2) 宮崎県工事請負契約約款及び設計図書に特別の定めが無いものについては、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものであり、設計変更の対象とならないため、V E提案の対象にはならないという解釈でよいのでしょうか。

(回答)

宮崎県工事請負契約約款及び設計図書に特別の定めが無いものについては、受注者の責任において自由に施工を行うことができるもの（任意）であり、原則として設計変更の対象とならないため、V E提案を求める範囲としていません。

【補足】

任意の部分に関しても、当初明示した条件に変更が生じた場合については、設計変更の対象となります。

( 3 ) 仮設構造物についても、V E 提案を求める範囲に含まれるのでしょうか。

( 回答 )

仮設構造物のうち、特に重要なものについて、発注者が設計図書に材質、構造等を指定したもの(指定仮設)については、V E 提案を求める範囲に含まれます。

( 4 ) 縮減額が30万円未満の提案を複数同時に提案することにより、縮減額の合計が30万円を上回ればV E 提案が可能でしょうか。

( 回答 )

提案内容1件ごとについて、それぞれ30万円以上の縮減額があるもののみ、V E 提案を受け付けます。

( 5 ) V E 提案を求める範囲に含まないものとして「宮崎県新技術活用促進システム等に登録されている新技術・新工法の提案(自社又は他社と共同で開発したものを除く。)」という規定がありますが、「宮崎県新技術活用促進システム」に登録された新技術・新工法以外にV E 提案の対象外となるものがあるのでしょうか。

( 下線部のみ、平成25年4月1日以降に入札公告を行うものから適用 )

( 回答 )

宮崎県契約後V E 方式実施要領において、V E 提案を求める範囲に含まない新技術・新工法については、「国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)」や「農林水産省の農業農村整備新技術データベース」等があります。

どのような新技術・新工法をV E 提案を求める範囲に含まないものとして取り扱うかについては、対象となる工事の内容に応じ、特記仕様書に記載することとしていますので、V E 提案書作成の際は、V E 提案の対象外となる新技術・新工法を確認したうえで提案していただくようお願いします。

( 6 ) 宮崎県新技術活用促進システム等に登録されている新技術・新工法の提案のうち、「自社又は他社と共同で開発したもの」はV E 提案が可能とありますが、新技術・新工法の開発の際に何らかの関与をしていれば、その新技術・新工法を活用したV E 提案が可能なのでしょうか。

( 平成25年4月1日以降に入札公告を行うものから適用 )

( 回答 )

自社開発にあっては受注者の会社名で登録を行っていること、共同開発の場合は受注者の会社名が連名で登録されている新技術・新工法に限り、V E 提案の対象とします。

なお、宮崎県新技術活用促進システム等に登録されていることをもって、V E 提案の採用を確約するものではありません。

- ( 7 ) 宮崎県新技術活用促進システム等に登録されている新技術・新工法の提案( 自社又は他社と共同で開発したものを除く。 ) は V E 提案の範囲に含まないとされていますが、これらに登録された新技術・新工法を採用することにより、別の工種でコスト削減が可能な場合は、 V E 提案が可能でしょうか。  
( 下線部のみ、平成 2 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用 )

( 回答 )

宮崎県新技術活用促進システム等に登録された新技術・新工法の採用に伴うコスト縮減と解されるものについては、 V E 提案を求める範囲に含まれません。

- ( 8 ) 国土交通省や農林水産省等の工事で採用された V E 提案については、どのように取り扱っているのでしょうか。

( 回答 )

国土交通省や農林水産省等の工事における V E 提案の採否をもとに、採否を決定しているものではありません。

- ( 9 ) V E 提案に含まれない範囲に、「 2 次製品等の変更のみの提案」とありますが、生コンクリートや生アスファルト合材については、 2 次製品等に含まれるのでしょうか。

( 回答 )

2 次製品等の変更のみの提案については、提案を求める範囲に含まないという規定は、 2 次製品等の購入費の低減のみをもって V E 提案とは認めないという趣旨で盛り込まれているものです。

ここでいう 2 次製品等とは「管理された工場において 原材料を混合及び成型又は組立を行う等の加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算にあたって購入(特注品を含む。)のうえ使用することを予定しているもの」であり、コンクリート製品、鉄鋼及び金属製品、ゴム・合成樹脂製品、電気製品、その他の「製品」ほか、生コンクリート、生アスファルト合材、凍結防止剤などの「半製品」についても、同様の取扱をしています。

- ( 10 ) 関係法令、関係技術基準、指針等に基づいて設計図書に定められているものに反する提案とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

( 回答 )

この規定は、関係法令、関係技術基準、指針等に設計上の取扱いに関する規定があるものは、その規定に基づいて設計する必要があるため、それらに反する提案は V E 提案を求める範囲には含まないものとしたものです。

提案を求める範囲に含まない具体例な事例としては、「建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針(平成 1 2 年 4 月 3 日宮崎県土木部)」のリサイクル原則化ルールに反する提案などがあげられます。

## 2 提案の提出及びその受付期間等について（第4条関係）

(1) 提案の回数は、「原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜追加することができるものとする」とありますが、複数回の提案ができる場合の「工事の実状」とはどのような場合を指すのでしょうか。

また、V E 提案の採用・不採用に関わらず提案は1回だけなのでしょうか。

(回答)

V E 提案の回数は提案が採用されるか否かに関わらず、原則として1回のみとしています。(不採用になった場合、その工事での再度の提案は原則として受け付けません。)

複数回の提案を認めるか否かの取扱いについては、提案内容に関するV E 提案としての適否の審査に加え、工事の状況に関して再度の提案を認めるべき特段の事情が認められるかも含めて審査を行うこととなります。

## 3 . その他

(1) これまでのV E 提案の採用事例について、発注者側に情報提供を求める事は可能でしょうか。

(回答)

V E 提案の内容については、V E 提案を行った会社の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、情報提供を行うことは出来ません。

(文書取扱 県土整備部技術企画課)